



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
9 月 1 5 日
第 7 5 1 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

令和 8 年度一般曹候補生の募集（市町振興課）	1
えびたつべ漁業、かご漁業、竹筒漁業および延縄漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間（水産課）	1
あゆ沖すくい網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間（水産課）	2
刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間（水産課）	2
引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間（水産課）	3
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出（水産課）	3

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	4
---------------------------	---

告 示

滋賀県告示第383号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和8年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和8年9月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 募集種目 令和8年度採用一般曹候補生（男子・女子）
- 募集期間 令和8年9月15日（火）から令和8年11月20日（金）まで
- 試験期日
 - 第1次試験（筆記試験および適性検査）（W e b 試験方式） 令和8年12月4日（金）および5日（土）のうち指定する1日
 - 第2次試験（口述試験および身体検査） 令和9年1月8日（金）および9日（土）のうち指定する1日
- 試験場の位置および名称
 - 第1次試験（筆記試験および適性検査）（W e b 試験方式） 受験者計画
 - 第2次試験（口述試験および身体検査） 大津びわ湖合同庁舎（大津市京町三丁目1－1）および自衛隊大津駐屯地医務室（大津市際川一丁目1－1）

滋賀県告示第384号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条第1項第1号に規定するえびたつべ漁業、同項第9号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業および同項第11号に規定する延縄漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和8年9月15日から施行する。

令和8年9月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
------	-----------------------	-------------	--------------	---------	------	-------------------

えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 するもの）	定数なし	5トン以下	127キロワッ ト以下	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 しないも の）	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和8年9月15日から令和9年9月30日まで

滋賀県告示第385号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条第1項第2号に規定するあゆ沖すくい網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和8年9月15日から施行する。

令和8年9月15日

滋賀県知事 三日月大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
あゆ沖すく い網漁業 （動力漁船 を使用する もの）	45隻以下	5トン以下	127キロワッ ト以下	琵琶湖	6月1日 から7月 31日まで	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和8年9月15日から令和8年10月15日まで

滋賀県告示第386号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号に規定する刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和8年9月15日から施行する。

令和8年9月15日

滋賀県知事 三日月大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
刺網漁業 （荒目小糸 網）（動力		—	—	規則別表第1に掲げる区域（琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ200メートルの距	12月1日 から翌年 9月30日	滋賀県に 住所を有

漁船を使用 するもの)				離の線と湖岸線によって囲まれ た区域を除く。)	まで	する者
刺 網 漁 業 (荒目小糸 網) (動力 漁船を使用 しないも の)	340隻 (者) 以下	—	—	規則別表第 1 に掲げる区域 (琵琶 湖大橋堅田行き車線の車線区 分線から両側へ200メートルの距 離の線と湖岸線によって囲まれ た区域を除く。)	12月 1 日 から翌年 9 月30日 まで	滋賀県に 住所を有 する者
刺 網 漁 業 (細目小糸 網) (動力 漁船を使用 するもの)		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域 (琵琶 湖大橋堅田行き車線の車線区 分線から両側へ200メートルの距 離の線と湖岸線によって囲まれ た区域を除く。)	周年	滋賀県に 住所を有 する者
刺 網 漁 業 (細目小糸 網) (動力 漁船を使用 しないも の)		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域 (琵琶 湖大橋堅田行き車線の車線区 分線から両側へ200メートルの距 離の線と湖岸線によって囲まれ た区域を除く。)	周年	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和 8 年 9 月15日から令和 8 年10月15日まで

滋賀県告示第387号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第103号）第 4 条第 1 項第12号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 8 年 9 月15日から施行する。

令和 8 年 9 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
引縄釣漁業	260者以下	—	—	琵琶湖	12月 1 日 から翌年 9 月30日 まで	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和 8 年 9 月15日から令和 8 年10月15日まで

滋賀県告示第388号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和 8 年 9 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 届出事項

発起人の住所および氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の 申出をする 漁業協同組合の名称
大津市瀬田一丁目15－20 磯田清一	滋賀県瀬田町加入区	滋賀びわ湖漁業協同組合
大津市瀬田一丁目19－17 磯田康雄		

大津市瀬田一丁目19-30
瀬田規会 代表 吉田守

2 指定漁船調書の縦覧

縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
令和 8 年 9 月 15 日から 令和 8 年 9 月 29 日まで	滋賀県農政水産部水産課

（滋賀びわ湖漁業協同組合瀬田支所においても、指定漁船調書を閲覧することができる。）

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン近江八幡店 近江八幡市鷹飼町南三丁目 7 番
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - 変更前 株式会社ウィックス 大阪府大阪市都島区都島北通一丁目 9 番 23 号 代表取締役 上堀高弘ほか 5 者
 - 変更後 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 古澤康之ほか 3 者
- 変更年月日 令和 8 年 2 月 28 日ほか
- 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店があったため
- 届出年月日 令和 8 年 9 月 7 日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町 236 番地
 - 縦覧期間 令和 8 年 9 月 15 日から令和 9 年 1 月 15 日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和 9 年 1 月 15 日
 - 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号